

NPO 法人磐田市スポーツ協会 激励金支給手続き

1 支給対象

対象は、次のいずれかに該当する個人又は団体。ただし、出場競技を職業としているもの又は他の市町スポーツ協会等から同様の激励金等の支給を受けているものを除く。

(1) 個人

- ① 磐田市に住所を有する個人
- ② 磐田市内に在学する個人
- ③ 磐田市内に在勤する個人

◆ 個人支給の対象は、市内在住・在勤・在学者のみになります。

◆ 磐田市に住所を有する個人が、国民スポーツ大会の団体種目で静岡県選抜チームの選手として大会に出場する場合は、個人支給の対象になります。（なお、磐田市以外を活動の拠点とする既存の団体が静岡県代表として出場する場合は除きます。）

◆ 磐田市に住所を有する個人が、オリンピックなどの国際大会の団体種目で日本代表として大会に出場する場合は、個人支給の対象になります。

(2) 団体

- ① 磐田市内を拠点とする団体

◆ 磐田市民以外の団体構成員についても、激励金支給額積算の人数に含めます。

◆ 磐田市民が磐田市外を拠点とするチームの選手として全国大会に参加しても、個人・団体とも支給対象になりません。

◆ 同一種目に2人以上で出場する場合は、団体となります。3の(4)参照

2 支給対象大会

(1) 予選大会を通過して出場するもの又は標準記録若しくはランキングにより出場する全国大会で、下記に該当するもの。

- ① 日本スポーツ協会又は日本スポーツ協会に加盟する団体が主催する全国大会
- ② 日本高等学校野球連盟が主催する全国大会
- ③ JOCジュニアオリンピックカップ
- ④ 磐田市スポーツ協会加盟団体の上部団体が主催する全国大会

◆ 全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟及び日本パラスポーツ協会は日本スポーツ協会の関係団体であり、当該団体が主催する全国大会は支給対象となります。

(2) オリンピック・パラリンピック競技大会、アジア大会、競技別世界選手権などの国際競技会

3 支給額等

(1) 激励金の支給額は、別表のとおり。

(2) 団体支給の金額は、試合に同時に出ることができる人数を最大数として算出する。

◆ 野球の場合、選手登録が10人以上いても9人を基に激励金を算定します。

ただし、指名打者ルールが適用される場合は、10人が基になります。

◆ 7人制の試合に、5人で参加した場合は、実際に出場する5人を基に激励金を算定します。

- (3) 激励金は、申請する年度において1回限りとする。ただし、2(2)に規定する国際大会に出場する場合は、新たに激励金を支給することができる。
- ◆ 全国大会で激励金の支給を受けた者が国際大会に出場したときは、新たに激励金を支給することができます。
 - ◆ 国際大会に出場し激励金の支給を受けた者が新たに国際大会に出場し、激励金の支給額に差額があるときは、その差額分を支給することができます。
例1：1回目アジア大会 20,000円、2回目ワールドカップ 30,000円⇒2回目の支給額は差額分の10,000円。
例2：1回目ワールドカップ 30,000円、2回目アジア大会 20,000円⇒差額は▲10,000円のため支給なし。
- (4) 同一種目に2人以上で出場する場合は、団体支給の対象とする。
- ◆ 磐田市内のクラブ所属の者が磐田市外のクラブ所属の者と団体を構成する場合は、磐田市に拠点を置く団体とは認められないため、激励金の支給対象になりません。
なお、磐田市に拠点を置く団体の場合は、構成する者は磐田市内に在住、在勤又は在学の要件は必要ありません。
- (5) 個人支給を受けた個人が支給対象となる団体の構成員であっても、構成員数から減算しない。
- ◆ 団体支給は団体を構成する各人に支給するものではなく、団体自体に支給するものです。したがって、団体の構成員に個人でも支給の対象となる者がいても、団体への支給額の算定にあたって当該構成員分の減算はしません。
- (6) 3(4)の規定に基づき、同一種目に2人で出場する場合（以下「ダブルス団体」と言う。）は、団体支給の対象となるが、ダブルス団体における構成者については、ダブルス団体に係る激励金の支給は申請年度において1回限りとする。
- ◆ 「〇〇〇クラブA・B組」でダブルス団体として激励金の支給を受け、後日、他の大会で「〇〇〇クラブA・C組」として全国大会に出場する場合、Aはすでにダブルス団体の構成員として激励金の支給を受けているため、後日大会においては、ダブルス団体の構成員であるCのみを対象として激励金を支給します。

4 支給申請及び報告

- (1) 激励金の支給を受けようとするものは、激励金申請書（様式-27）に次の書類を添付し、大会前に提出する。
- ① 予選大会実施要項、予選結果の分かる書類及び大会登録選手名簿
 - ② 全国大会実施要項、大会登録選手名簿
- ◆ 申請者は原則として磐田市スポーツ協会の加盟団体ですが、当該競技に係る団体が当協会加盟団体にない場合などは、激励金対象者本人（本人が未成年者の場合は保護者）、激励金対象団体代表者又は在学する学校の校長等が申請することができます。
 - ◆ 団体の場合は、団体名記載欄に団体構成者の氏名を記載してください。なお、同欄に書ききれない場合は別紙を添付してください。
- (2) 激励金の支給を受けたものは、激励金結果報告書（様式-32）に記録集又は新聞記事等の大会結果の分かる書類を添付し、大会終了後20日以内に提出する。

〈参考〉 激励金申請書の申請者

- ① 磐田市スポーツ協会の加盟団体に所属する個人・団体が対象となる場合
 - ➡ 磐田市スポーツ協会加盟団体の住所、団体名及び代表者名を記入のうえ押印
- ② 磐田市内の学校に所属する団体又は在学する個人が対象となる場合
 - ➡ 学校の住所、学校名及び学校長氏名を記入のうえ押印
 - なお、①の対応でも可能
- ③ 上記①・②以外の場合
 - ➡ (個人) 支給対象者本人の住所及び氏名を記入のうえ押印
 - なお、個人が未成年の場合は、保護者の住所及び氏名を記入のうえ押印
 - (団体) 支給対象団体の住所、団体名及び代表者氏名を記入のうえ押印

別表

支給対象大会	個人支給金額	団体支給金額		
		5人以下	6～9人	10人以上
オリンピック、パラリンピック	50,000円	1人につき 50,000円	300,000円	500,000円
ワールドカップ級の国際大会	30,000円	1人につき 30,000円	180,000円	300,000円
アジア大会等地域の限られた国際大会	20,000円	1人につき 20,000円	120,000円	200,000円
国民スポーツ大会	5,000円	1人につき 5,000円	30,000円	50,000円
その他全国大会	5,000円	1人につき 5,000円	30,000円	50,000円
その他全国大会 (小学生)	3,000円	1人につき 3,000円	18,000円	30,000円

付表 日本スポーツ協会加盟団体一覧表

令和7年10月20日現在

中央競技団体 60団体			
1	(公財) 日本陸上競技連盟	31	(公財) 日本ラグビーフットボール協会
2	(公財) 日本水泳連盟	32	(公社) 日本山岳・スポーツクライミング協会
3	(公財) 日本サッカー協会	33	(公社) 日本カヌー連盟
4	(公財) 全日本スキー連盟	34	(公社) 全日本アーチェリー連盟
5	(公財) 日本テニス協会	35	(公財) 全日本空手道連盟
6	(公社) 日本ローイング協会	36	(公財) 日本アイスホッケー連盟
7	(公社) 日本ホッケー協会	37	(公社) 全日本銃剣道連盟
8	(公社) 日本ボクシング連盟	38	(公社) 日本クレール射撃協会
9	(公財) 日本バレーボール協会	39	(公財) 全日本なぎなた連盟
10	(公財) 日本体操協会	40	(公財) JAPAN BOWLINGS
11	(公財) 日本バスケットボール協会	41	(公社) 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟
12	(公財) 日本スケート連盟	42	(公財) 日本野球連盟
13	(公財) 日本レスリング協会	43	(公社) 日本綱引連盟
14	(公財) 日本セーリング連盟	44	(一財) 少林寺拳法連盟
15	(公社) 日本ウエイトリフティング協会	45	(公財) 日本ゲートボール協会
16	(公財) 日本ハンドボール協会	46	(公社) 日本武術太極拳連盟
17	(公財) 日本自転車競技連盟	47	(公財) 日本ゴルフ協会
18	(公財) 日本ソフトテニス連盟	48	(公社) 日本カーリング協会
19	(公財) 日本卓球協会	49	(公社) 日本パワーリフティング協会
20	(公財) 全日本軟式野球連盟	50	(公社) 日本オリエンテーリング協会
21	(公財) 日本相撲連盟	51	(公社) 日本グラウンド・ゴルフ協会
22	(公社) 日本馬術連盟	52	(公社) トライアスロンジャパン
23	(公社) 日本フェンシング協会	53	(公財) 日本バウンドテニス協会
24	(公財) 全日本柔道連盟	54	(公社) 日本エアロビック連盟
25	(公財) 日本ソフトボール協会	55	(公社) 日本バイアスロン連盟
26	(公財) 日本バドミントン協会	56	(公社) 日本スポーツチャンバラ協会
27	(公財) 全日本弓道連盟	57	(公社) 日本チアリーディング協会
28	(公社) 日本ライフル射撃協会	58	(公社) 日本ペタンク・ブール連盟
29	(公財) 全日本剣道連盟	59	(公社) 日本ダンススポーツ連盟
30	(公社) 日本近代五種協会	60	(一社) 日本拳法競技連盟

都道府県スポーツ協会 47団体

関係スポーツ団体 8団体			
1	(公財) 日本パラスポーツ協会	5	(公財) 全国高等学校体育連盟
2	(公財) 日本中学校体育連盟	6	(公財) 日本スポーツ施設協会
3	(特非) 日本スポーツ芸術協会	7	(一社) 日本トップリーグ連携機構
4	(公社) 日本女子体育連盟	8	(一社) 大学スポーツ協会

準加盟団体 9団体			
1	(一社) ワールドスケートジャパン	6	(公社) 日本サーフィン連盟
2	(公社) 日本アメリカンフットボール協会	7	(一社) 日本バトン協会
3	(一社) 日本フライングディスク協会	8	(一財) 日本ドッジボール協会
4	(一社) 日本スポーツウエルネス吹矢協会	9	(公社) 日本パークゴルフ協会
5	(公社) 日本ボディビル・フィットネス連盟		

承認団体 5団体			
1	(一社) 日本水中スポーツ連盟	4	(一社) 日本自動車連盟
2	(一財) 日本ジャンプロープ連合	5	(一社) 日本eスポーツ協会
3	(公財) 日本ライフセービング協会		